

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第30号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第37条」を「第一第37条の2」に改める。

第5章中第37条の次に次の1条を加える。

（充当を行うことができる場合）

第37条の2 条例第18条の3の規定による年金である給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権への充当は、次の各号に掲げる場合に行なうことができる。

(1) 年金である給付を受ける権利を有する者の死亡を支給事由とする遺族年金権者が、当該年金である給付を受ける権利を有する者の死亡に伴う当該年金である給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

(2) 遺族年金権者が、同一支給事由に基づく他の遺族年金権者の死亡に伴う当該遺族年金権者に係る遺族年金の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第31号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第120条」を「第122条」に改める。

第13条第1項中「譲渡担保財産に係る納税告知書」を「譲渡担保権者に対する物的納税責任に関する告知書」に改め、同条第2項中「譲渡担保権者に対して納税告知をした旨の通知書」を「譲渡担保権者に対して物的納税責任の告知をした旨の通知書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 施行令第6条の8第3項に規定する文書は、譲渡担保財産に係る滞納処分を続行する旨の通知書（様式第18号の2）による。

第47条の2中「第53条第47項又は第48項」を「第53条第48項又は第49項」に改める。

第52条の3の見出し中「特定信託」を「法人課税信託」に改め、同条第1項第1号中「特定信託」を「法人課税信託」に、「及び計算期間」を「、信託期間、契約等に定める計算の期間及び効力が生じた日」に改め、同項第2号中「法人の住所及び名称」を「住所又は所在地及び氏名又は名称」に改め、同項第3号から第5号までを削り、同条第2項中「前項第1号から第4号までに掲げる事項及び特定信託の契約締結日」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 新たに就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(3) 新たに就任した受託者の就任の日及び就任の理由

第52条の3第3項中「第39条の2の2第4項」を「第39条の2の2第3項」に、「第1項第1号から第4号までに掲げる事項」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の4号を加える。

(1) 前項第1号に掲げる事項

(2) 信託事務の引継ぎを受けた者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(3) 信託事務の引継ぎをした日

(4) 任務の終了の理由

第52条の3第6項中「第39条の2の2第4項」を「第39条の2の2第5項」に改め、「(第3項に定める事項の変更に係るものと除く。)」を削り、「特定信託に係る引継申告書」を「法人課税信託に係る変更申告書」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「の規定による申告又は同条第4項」を「又は第4項」に改め、「(第3項に定める事項の変更に係るものに限る。)」を削り、「特定信託に係る変更申告書」を「法人課税信託に係る引継等申告書」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「特定信託に係る契約締結等申告書」を「法人課税信託に係る効力発生等申告書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第39条の2の2第4項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前項第1号に掲げる事項

(2) 変更後又は変更前の主宰受託者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(3) 主宰受託者の変更の日及び変更の理由

「譲渡担保財産に係る納税告知書」を

様式第17号中

譲渡担保権者に対する物的納税責任に関する告知書

に、

地方税法第14条の18の規定により、あなたは下記の納税者（特別徴収義務者）の譲渡担保財産の権利者として、当該納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、下記の金額を認めなければならないことになりましたので、納付（納入）の期限までに、納付（納入）してください。

を

地方税法第14条の18第1項の規定により、下記の納税者（特別徴収義務者）の滞納に係る徴収金のうち、下記の金額を下記の譲渡担保財産から徴収します。

に、

納 特 義 別 務 税 徵 者 收 者	住(居)所 (所在地)							
	氏 名 (法人名)							
滞 納 に 係 る 徴 収 金 額	年度	税目	納期限	税 額	延 滞 金	過 少 (不) 申告加算金	重 加 算 金	滞 處 分 費
				円	法律によ る金額 円	円	円	円 法律によ る金額
		滞納金総額						

上記納税者（特別徴収義務者）の延滞金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額

納付（納入）の期限	納付（納入）場所
年　月　日	

（名称、数量、性質及び所在）

讓 渡 担 保 財 產	
----------------------------	--

納 税 者 (特別徴収義務者)		住(居)所 (所在地)							
		氏 名 (法人名)							
滯納に係る徴収金	年度	税目	納期限	税 額		延 滞 金	過少(不) 申告加算金	重加算金	滞 納 処 分 費
				円 法律による金額		円	円	円 法律による金額	
	合 計			円					
滞納に係る徴収金のうち地方税法第14条の18第1項の規定により徴収しようとする金額				円					
譲渡担保財産		(名称、数量、性質及び所在)							

に改める。」

様式第18号中 「譲渡担保権者に対して納税告知をした旨の通知書」 を

「譲渡担保権者に対して物的納税責任の告知をした旨の通知書」に、「されている金額」を「している徴収金」に、「納税の告知書を

発し」を「下記の譲渡担保財産から徴収する旨を告知し」に、

譲 権 者 渡 担 保		住(居)所 (所在地)												
		氏 名 (法人名)												
滯 納 に 係 る 金 額	年度	税目	納期限	税 額		延 滞 金	過少(不) 申告加算金	重加算金	滞 納 処 分 費					
				円 法律による金額		円	円	円 法律による金額						
	滞納金総額			円										
上記滞納金額のうち、譲渡担保権者の納付(納入)すべき額(納税告知額)				納付(納入)の期限			納付(納入)の場所							
				年 月 日										
円														
譲渡担保権者への納税告知年月日				年 月 日										
譲 渡 担 保 財 産		(名称、数量、性質及び所在)												

を

譲渡担保権者		住(居)所 (所在地)						
		氏名 (法人名)						
滞納に係る徴収金	年度	税目	納期限	税額	延滞金	過少(不) 申告加算金	重加算金	滞納 処分費
				円 法律による金額	円	円	円	円 法律による金額
		合計						円
滞納に係る徴収金のうち地方税法第14条の18第1項の規定により徴収しようとする金額				円				
譲渡担保財産		(名称、数量、性質及び所在)						
譲渡担保権者に告知書を発した年月日				年 月 日				

に改め、同様式の次に次

の様式を加える。

(様式第18号の2)(第13条関係)

譲渡担保財産に係る滞納処分を続行する旨の通知書

年 月 日

様

長野県 地方事務所長
(長野県知事)

印

地方税法第14条の18第5項の規定により、下記の譲渡担保財産を下記の納税者（特別徴収義務者）の財産としてした差押えは、同条第3項の規定による差押えとして滞納処分を続行します。

記

納 税 者 (特別徴収義務者)		住(居)所 (所在地)							
		氏 名 (法人名)							
滞 納 に 係 る 徹 収 金	年度	税目	納期限	税額	延滞金	過少(不) 申告加算金	重加算金	滞 納 処 分 費	
				円	円 法律による 金額	円	円	円 法律による 金額	
		合 計							円
滞納に係る徴収金のうち地方税法第14条の18第1項の規定により徴収しようとする金額									円
譲渡担保権者		住(居)所 (所在地)							
		氏 名 (法人名)							
譲渡担保財産		(名称、数量、性質及び所在)							
譲渡担保権者に告知書を発した年月日									年 月 日
譲渡担保財産を納税者（特別徴収義務者）の財産として差押えをした年月日									年 月 日
(備考)									
<p>1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があつた日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>									

様式第70号を次のように改める。

(様式第70号) (第52条の3関係)

法人課税信託に係る効力発生等申告書		
年　月　日		
長野県　　地方事務所長 殿 フリガナ 住（居）所 （所在地） フリガナ 氏　名 （法人名） (電話番号)		
下記のとおり、法人課税信託を受託しました。 記		
法人課税信託	名　称	
	信　託　期　間	年　月　日から　年　月　日まで
	契約等に定める 計算の期間	年　月　日から　年　月　日まで
	効力が生じた日	年　月　日
新たに就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者	住（居）所 (所在地)	
	氏　名 (法人名)	
新たに就任した受託者	就　任　の　日	年　月　日
	就　任　の　理　由	
備考		

(注) 法人課税信託を受託したこと又は新たな受託者が就任したことを証する書類を添付してください。

「特定信託に係る変更申告書」を「法人課税信託に係る変更申告書」に、

「
 「フリガナ
 住（居）所
 （所在地）
 法人名　　㊞　を　フリガナ
 (電話番号)　　)　　氏　名
 (法人名)
 (電話番号)
 」」に、「、特定信託」を「、法人課税信託」に、

変更となつた事項	項目	
----------	----	--

を

法人課税信託	名 称	
	信 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	契約等に定める 計算の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	効力が生じた日	年 月 日
変更となつた 事項	項目	

に、

変 更 年 月 日	
-----------	--

を

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

に改め、同様式を様式第72号とする。

様式第72号を次のように改める。

(様式第71号)(第52条の3関係)

法人課税信託に係る引継等申告書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

フリガナ

住(居)所
(所在地)

フリガナ

氏名
(法人名)

印

(電話番号)

下記のとおり、法人課税信託に係る引継ぎ(変更)をしました。

記

法人課税信託	名 称	
	信 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	契約等に定める 計算の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	効力が生じた日	年 月 日
信託事務の引継ぎをした日 (主宰受託者の変更の日)	年 月 日	
任務の終了の理由 (主宰受託者の変更の理由)		
信託事務の引 継ぎを受けた 者 (変更後又は 変更前の主宰 受託者)	住 (居) 所 (所在 地)	
	氏 名 (法 人 名)	
備考		

(注) 受託者の任務が終了したこと又は主宰受託者が変更したことを証する書類を添付してください。

様式第152号を次のように改める。

(様式第152号)(第116条の2関係)

狩 猟 稅 納 付 書		
年 月 日		
長野県 地方事務所長 殿 (長野県知事)		
狩猟者の登録を受ける者 住(居)所 氏名		
長野県県税条例第142条の2の規定により、狩猟税を下記のとおり納付します。		
記		
狩猟免許の種類	県税条例第141条に規定する税率	狩猟を行う場所
第一種銃猟	第1項第1号該当 16,500円	一般猟区(初)
	第1項第2号該当 11,000円	
	第2項第 号該当 円 (放鳥獵区関係)	
網 猟	第1項第3号該当 8,200円	一般猟区(再)
	第1項第4号該当 5,500円	
	第2項第 号該当 円 (放鳥獵区関係)	
わな 猟	第1項第5号該当 5,500円	放鳥獵区のみ
	第2項第 号該当 円 (放鳥獵区関係)	
長野県収入証紙欄(消印しないこと。)		

地方事務所記載欄

狩猟者登録証	交付年月日	番号

- (注) 1 狩猟免許の種類、税率及び狩猟を行う場所の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 狩猟を行う場所欄の「一般猟区」とは、放鳥獵区以外の猟区をいい、狩猟者登録の有効期間に係る最初の登録において一般猟区の登録を受けたときは「一般猟区(初)」を、当該有効期間に係る最初の登録において放鳥獵区の登録を受けた後に一般猟区の登録を受けたときは「一般猟区(再)」を○で囲んでください。

狩猟税に係る証明書

年月日

を

狩猟税に係る証明書

※年月日

に、「下記」を「長野県県税条例第141条第

」

1項第2号又は第4号に規定する税率の適用を受けたいので、※ 年度の県民税について下記のいずれか】に、

証明事項	年度県民税の所得割額を納付することを要しない者であること及び地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当しない者であること。	を
------	---	---

- | | |
|------|---|
| 証明事項 | <p>1 所得割額を納付することを要しない者であること及び控除対象配偶者（地方税法第23条第1項第7号に規定する者をいう。以下同じ。）又は扶養親族（同項第8号に規定する者をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。</p> <p>2 所得割額を納付することを要しない者であること及び所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者であること。</p> <p>3 所得割額を納付することを要しない者であること及び所得割額を納付することを要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者であること。</p> |
|------|---|

に改め、同様式の注を次のように改める。

- (注) 1 ※印欄は狩猟者の登録を受ける者が記入してください。
 2 狩猟者の登録を受ける日が属する年度の県民税について証明を受けてください。
 3 証明者は、該当する証明事項欄の番号を○で囲んでください。
 4 証明事項3に該当する者にあつては、農業、水産業又は林業に従事しているもののみが長野県県税条例第141条第1項第2号又は第4号に規定する税率が適用されます。狩猟税を納付する際にはこの証明書と併せて、狩猟者登録申請書の表面及び裏面の写しも添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第52条の3、様式第70号及び様式第71号の改正規定、様式第71号を様式第72号とする改正規定、様式第72号の改正規定並びに次項の規定は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日から施行する。

(法人課税信託の申告に関する規定の適用)

2 この規則による改正後の長野県県税に関する規則第52条の3の規定並びに様式第70号、様式第71号及び様式第72号は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によつてされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

(用紙の使用に関する経過措置)

3 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則様式第152号の規定により作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税務課

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第32号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第51条の18第5号中「部落解放審議会」を「人権政策審議会」に改める。

別表第32の2中

長野県部落解放審議会	長野県部落解放審議会条例（昭和27年長野県条例第82号）第2条の規定による産業の振興及び職業の安定に関する事項その他の部落解放に関する重要な事項の調査審議にすること。
------------	---

を

長野県人権政策審議会	長野県人権政策審議会条例（平成19年長野県条例第34号）第2条の規定による人権政策に関する重要な事項の調査審議及び知事に対する意見の申述にすること。
------------	--

に、

長野県男女共同参画社会づくり条例第34条	の規定による男女共同参画計画の策定に関する事項その他男女共同参画社会づくりに関する重要な事項の調査審議にすること。
----------------------	---

を

長野県男女共同参画社会づくり条例第34条	の規定による男女共同参画計画の策定に関する事項その他男女共同参画社会づくりに関する重要な事項の調査審議及び知事に対する意見の申述にすること。
----------------------	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

長野県公安委員会規則第8号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 犯罪による収益の移転防止にすること。

第30条第6項中「第5項各号」を「第4項各号」に改め、同条第10項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 犯罪による収益の移転防止にすること。

第30条第13項中「第5項第5号」を「第4項第5号」に改め、同条第15項中「第5項」を「第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警務課